

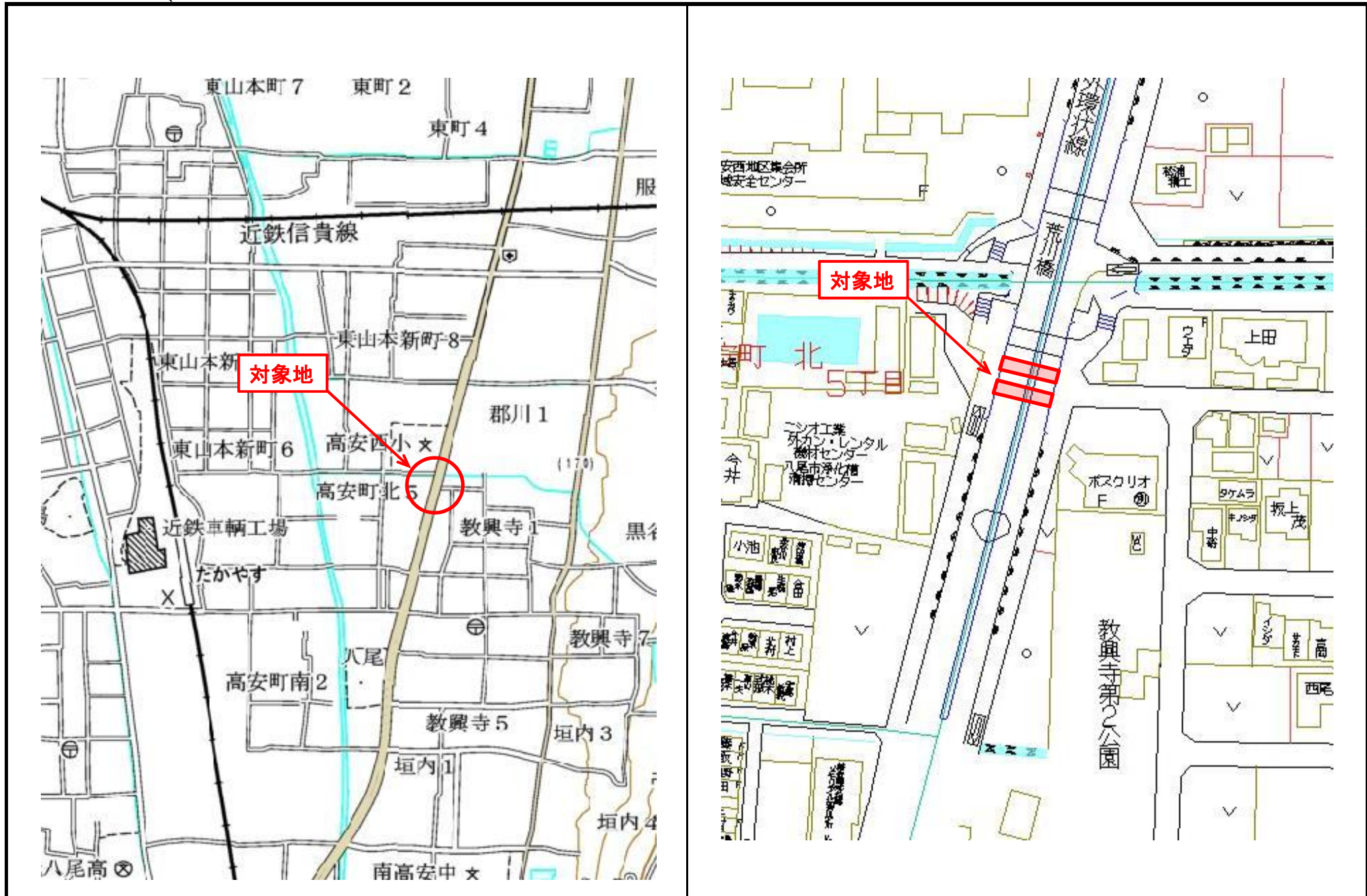
物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	八尾市教興寺一丁目238番外 (一般国道170号 荒川橋下)	交通 機関	近鉄大阪線 高安駅 東約750m	最低 占用料 (年額)	98,000円/年	占用期間	5年
5								
土地の概要					特記事項			
面積	占用許可対象面積			112 m ²				
接面道路 の状況	西側：国道・幅員約3.4m・舗装有・高低差無・北行き一方通行 東側：国道・幅員約3.2m・舗装有・高低差無・南行き一方通行							
法令に 基づく 制限	市街化区域内							
	都市 計画法	用途地域	準住居地域					
		地域地区						
	その他 の 法令等	建ぺい率	60%	容積率	200%			
<ul style="list-style-type: none"> ・道路法(一般国道170号区域内) ・消防法 ・文化財保護法(郡川遺跡) 								
その他条件	・火気厳禁							
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
		対象地周辺	対象地内					
	公営 水道	本管	引込管	八尾市水道局 施設整備課 072-923-6307				
		有	無					
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)東大阪営業所 0800-777-8023				
		有	無					
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141					
	無	無						
公共 下水道	本管	引込管	八尾市都市整備部下水道管理課 072-924-3861					
	無	無						
					<p>1 平面駐輪場等、平面利用を想定しております。(自転車、バイクのみで自動車は不可)</p> <p>2 占用期間は、占用許可日から平成34年3月31日までとします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府八尾土木事務所と協議し、以下の必要な措置を講じてください。</p> <p>① 既設フェンス等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、八尾土木事務所と協議してください。また、橋脚が車両等の衝突により損傷しないよう、適切な場所に高さ1メートル程度の保護柵等を設置してください。</p> <p>② 交通法規を遵守するとともに、原則車両の入庫は西側、出庫は東側から行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西側から入庫の際は、入口の前の左側路肩で一旦停止し、後方の安全を確認してから入庫してください(二段階での入庫)。また、利用者へ注意喚起するための看板の設置をしてください。 ・東側から出庫の際は、車道(側道)へ飛び出さないように利用者に対し出口に「一旦停止」の掲示などの注意喚起をするとともに、床面表示を行ってください。また、車両の出庫は一台ずつ行ってください。 <p>③ 交通安全上及び防犯上の観点から、対象地の内部及び出口部に照明を設置して下さい。また、対象地に第三者が侵入等しないようフェンスや扉を設置し、入出庫のない時間帯は施錠してください。</p> <p>④ 対象地の利用形態、利用者の歩行動線によっては、次の追加措置が必要な場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北側の区画を使用する場合は、対象地東側へのカーブミラーの設置 ・対象地東側の側道を歩行者が通行する場合は、路面標示等の施工(路側帯含む) <p>なお、これらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府八尾土木事務所 管理課 電話 072-994-1515(代)</p> <p>4 東側に設置している一方通行標識について、対象地の利用上、支障になる場合は、八尾警察署と協議の上、移設してください。(占有者負担) (お問い合わせ先) 大阪府八尾警察署 交通課 電話 072-992-1234(代)</p>			

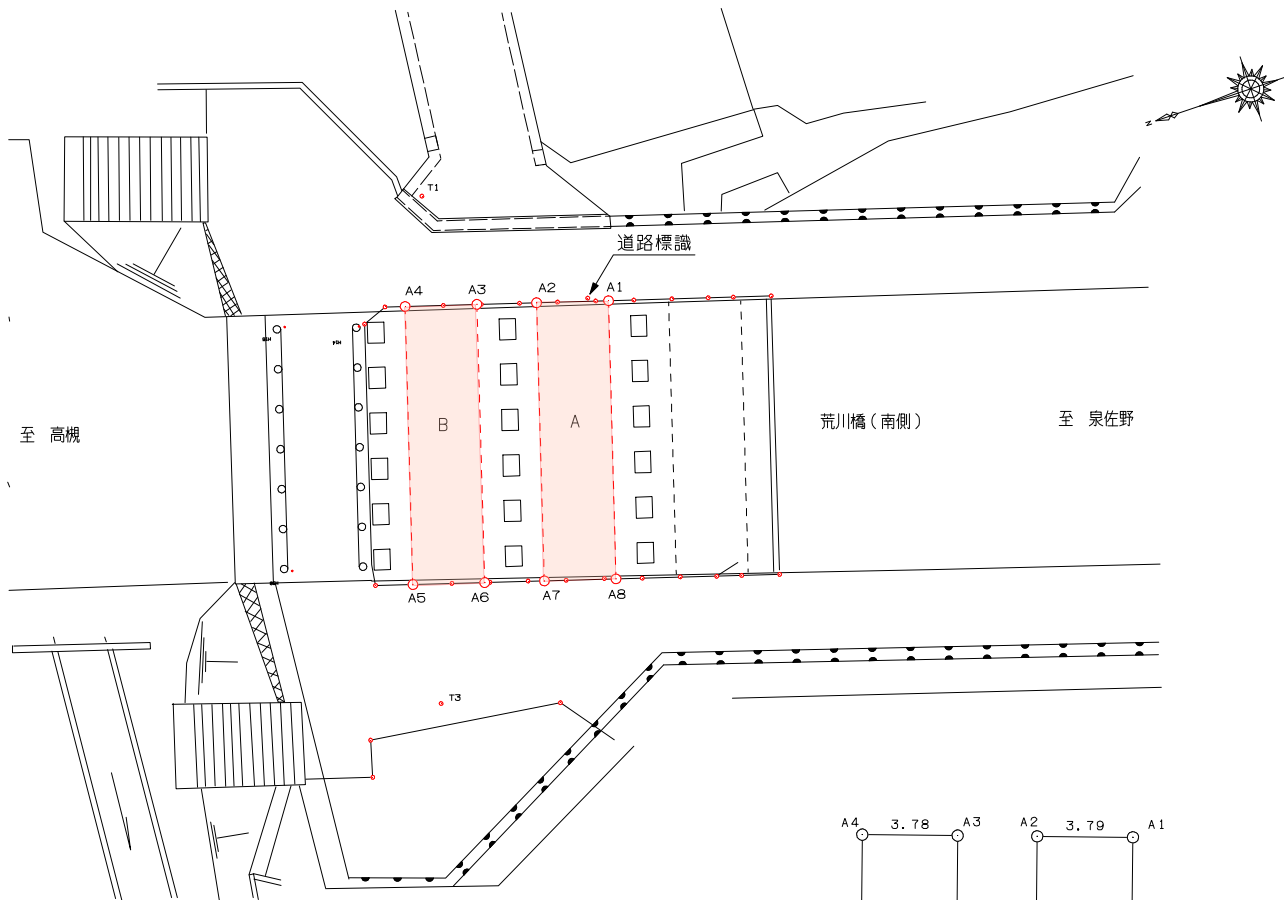
特記事項

- 5 電気の引込みについては、大阪府八尾土木事務所及び関西電力株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、すべて占有者において行ってください。なお、本国道（歩道を含む）上には、電柱等を設置することができません。
(お問い合わせ先)
大阪府八尾土木事務所 管理課 電話072-994-1515(代)
関西電力株式会社 東大阪営業所 電話0800-777-8023
- 6 対象地の一部は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「郡川遺跡」に指定されており、対象地において掘削を伴う工事などを行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があります。
(お問い合わせ先)
八尾市教育委員会事務局 文化財課 電話072-924-8555(代)
- 7 橋梁などの管理施設は定期点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合や、緊急時に補修や点検を実施することがあります。また定期的に補修工事を実施します。ついては、補修工事や点検において、一定の期間、占有不可となる箇所が生じることになりますが、その占有料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。
なお、5年ごとに橋梁点検を予定しておりますので、橋脚周辺等の利用にあたっては、大阪府八尾土木事務所維持保全課と協議してください。
(お問い合わせ先)
大阪府八尾土木事務所 維持保全課 電話 072-994-1515(代)
- 8 橋梁点検及び補修工事等の際には、占有許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用については、占有者の負担となります。
- 9 高架下は、天井から水滴が落ちることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 10 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 11 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 12 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(1)位置図 (物件番号:第5号)



(2) 平面図 (物件番号: 第5号)



求積表 A

測点	X	Y
A1	105.890	90.367
A2	105.851	94.165
A7	120.537	94.308
A8	120.574	90.529
倍積	111.279835	
面積	55.6399175	地積 55.63 m ²

求積表 B

測点	X	Y
A3	105.819	97.320
A4	105.781	101.105
A5	120.468	101.248
A6	120.506	97.459
倍積	111.250054	
面積	55.6250270	地積 55.62 m ²

占用許可対象面積 55.63 + 55.62 = 111.25 m²

図面名	貸付平面図兼丈量図
作成年月日	平成29年7月5日
縮尺	S = 1:300
事業者名	大阪府